

## ○弘前市議会タブレット端末使用基準

(目的)

**第1条** この基準は、弘前市議会におけるタブレット端末の使用について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

**第2条** この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 会議 本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、会派代表者会議、議員全員協議会、常任委員会協議会その他市議会の活動として行う会議をいう。
- (2) タブレット端末 議会事務局が貸与する端末機のことをいう。
- (3) 会議システム タブレット端末を使用して会議その他議員活動においてペーパーレス化を図る仕組みをいう。

(タブレット端末の使用者)

**第3条** タブレット端末を使用することができる者は、議員、議会事務局職員のほか、議長が許可した者とする。

(タブレット端末の貸与)

**第4条** 議員は、会議その他議員活動に使用するため、タブレット端末の貸与を受けるものとする。

**2** 議員は、その職でなくなったときは、速やかに自身固有のデータをタブレット端末から削除し、議会事務局に返却しなければならない。

(遵守事項)

**第5条** タブレット端末の使用者は、次に掲げる事項について遵守するものとする。

- (1) タブレット端末の使用範囲は、会議その他議員活動に必要な範囲とし、使用に当たっては自らの責任において使用するものとする。
- (2) 情報の送受信を自らの責任において行うこと。
- (3) タブレット端末及び会議システムに係るログイン認証設定は推測されにくいものとし、その認証情報を第三者（家族含む）が知り得ないよう管理しなければならない。
- (4) 貸与されたタブレット端末を適切に管理し、データの紛失、損傷等の防止に努めること。
- (5) 議員は、議会事務局との円滑かつ迅速な情報伝達のため、庁外においても可能な限りタブレット端末を携帯するものとし、使用に当たり市民等から疑惑があった場

合は、そのタブレット端末の使用者の責任において対応しなければならない。

- (6) アプリケーションのダウンロードは、会議その他議員活動に必要なものに限定するものとする。また、当市に料金の請求がなされるような利用をしてはならない。

(セキュリティ対策)

**第6条** タブレット端末の使用者は、市議会及び市の執行機関の情報並びに会議用システムの保全措置に関し、積極的に協力し、私的なパソコンに物理的に接続する等のウイルス感染を起こし得る行為をしてはならない。

(事故等があった場合の対応措置)

**第7条** タブレット端末の使用者は、タブレット端末の紛失、故障、ウイルス感染等の事故があった場合は、速やかに実情を把握し、議長に報告するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

**2** 議員は、貸与を受けたタブレット端末を損傷し、又は紛失した場合は、その修理等に係る経費を負担するものとする。

(会議中における禁止事項)

**第8条** タブレット端末の使用者は、次に掲げる行為を会議中にしてはならない。

- (1) 個人所有のタブレット端末を使用すること。
- (2) 録音又は録画し、審議及び審査中の情報を外部へ発信すること。
- (3) 私的な電子メールの送信を行うこと。
- (4) 会議の長の許可なくタブレット端末から音を発する等により、他者に迷惑を及ぼし、又は会議の運営上支障となる行為を行うこと。

(禁止事項)

**第9条** タブレット端末の使用者は、前条に定めるもののほか、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) タブレット端末を第三者（家族含む）に貸与又は譲渡すること。また、特段の理由がない限り操作をさせること。
- (2) タブレット端末を改造し、又は交換すること。
- (3) 会議その他議員活動に関係のないウェブサイトを開覧すること。
- (4) 議場内の通信環境及び会議システムの動作に支障を生じさせること。
- (5) その他、議長が定めたこと。

(違反行為に対する措置)

**第10条** 禁止事項に違反していることが確認された場合は、議長又は会議の長は注意を行うことができる。

2 前項の規定による注意に従わないときは、議長又は会議の長は、タブレット端末の使用を停止させることができる。

(各種通知、連絡)

**第11条** 議会事務局は、議員に対する各種通知や連絡をタブレット端末で行うことができる。ただし、文書等によることが必要な場合は、文書等で通知しなければならない。

(その他)

**第12条** タブレット端末及び会議システムの使用等に関し疑義が生じた場合は、ICT推進協議会で協議するものとする。

(委任)

**第13条** この基準に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

#### **附 則**

この基準は、令和3年2月12日から施行する。

#### **附 則**

この基準は、令和3年8月20日から施行する。